保安検査基準、定期自主検査指針
（KHK / JOGMEC S0850-8, KHK / JOGMEC S1850-8）改正について

令和 6 年 1 月 23 日
高圧ガス保安協会
保安技術部門

1. 改正の趣旨

保安検査基準 KHK / JOGMEC S0850-8（2012）液化石油ガス岩盤備蓄関係及び定期自主検査指針 KHK / JOGMEC S1850-8（2012）液化石油ガス岩盤備蓄関係は、液化石油ガス岩盤備蓄基地における保安検査の方法及び定期自主検査の指針を定めた技術基準として 2012 年 7 月に制定された。保安検査基準においては、保安検査の方法を定める告示（平成 17 年 3 月 30 日　経済産業省告示第 84 号）において、特定施設の保安検査の方法として指定されている。

今般、これらの規格について定期の見直しを行うこととしており、本年度が５年見直しの時期となっている。

KHK / JOGMEC S0850-8 等の見直しに当たっては、JOGMEC からの委託事業（石油ガス岩盤備蓄基地に係る保安検査等操業実績確認検討業務）において検討を行っており、当該委託事業における検討結果を踏まえた改正を行うこととし、コンビナート等保安規則等の他規則の保安検査基準と共通の改正部分については、他規則の審議結果に応じたものに修正することとしている。

【対象規格】

・KHK / JOGMEC S0850-8（2018）液化石油ガス岩盤備蓄関係
・KHK / JOGMEC S1850-8（2018）液化石油ガス岩盤備蓄関係

2. 改正の概要

2023 年度に、一般高圧ガス保安規則関係、コンビナート等保安規則関係等の KHKS 0850、KHKS 1850 シリーズの見直しを実施しているところであり、KHK / JOGMEC S0850-8（2018）液化石油ガス岩盤備蓄関係及び KHK / JOGMEC S1850-8（2018）液化石油ガス岩盤備蓄関係について、コンビ則の KHKS と共通部分を改正する。

岩盤貯槽特有の規定に関しては、従来は、地上設備と岩盤貯槽部分を繋ぐ配管竪坑に設置される金属管について全数を検査していたところ、検査対象をグループ化した上で、グループ内の一部の金属管の検査による評価が可能となるよう規格においてその考え方も含めて、明確化するための改正を行う。

併せて、JIS 等の規格に係る記載方法に沿った規定ぶりの修正、用語の統一や整理等の改正も行うこととしている。

以上